

令和3年度答申第58号
令和3年12月24日

諮問番号 令和3年度諮問第54号（令和3年11月11日諮問）
審査庁 消費者庁長官
事件名 不当景品類及び不当表示防止法7条1項に基づく措置命令に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、「A」と称する商品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、本件商品の容器包装にした表示及び審査請求人のウェブサイトに掲載した表示（以下これらの表示を「本件表示」という。）について、消費者庁長官（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）7条2項の規定に基づき、その裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、審査請求人から提出した資料が本件表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料とは認められないものであったため、本件表示は同項の規定により景品表示法5条1号に該当する表示とみなされるとして、審査請求人に対し、景品表示法7条1項の規定に基づき、本件表示が景品表示法に違反するものであることを一般消費者に周知徹底することなどの命令（以下「本件措置命令」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令等の定め

(1) 目的

景品表示法1条は、この法律は、商品の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とすると規定している。

(2) 定義

景品表示法2条4項は、この法律で「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品の内容又は取引条件その他商品の取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、内閣総理大臣が指定するものをいうと規定している。

これを受けて制定された「不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件」（昭和37年公正取引委員会告示第3号）は、上記「広告その他の表示」とは、次に掲げるものをいうと定め、その中には、「商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示」、「情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含む。）」等が掲げられている（2項）。

(3) 不当な表示の禁止

景品表示法5条柱書きは、事業者は、自己の供給する商品の取引について、同条各号のいずれかに該当する表示をしてはならないと規定し、同条1号には、商品の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるものが掲げられている。

(4) 措置命令

ア 景品表示法7条1項は、内閣総理大臣は、景品表示法5条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができると規定している。

イ 景品表示法7条2項は、内閣総理大臣は、前項の規定による命令に関し、事業者がした表示が景品表示法5条1号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、

当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができ、この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなすと規定している。

ウ 不当景品類及び不当表示防止法施行規則（平成28年内閣府令第6号。以下「景品表示法施行規則」という。）7条1項は、消費者庁長官は、景品表示法7条2項の規定に基づき、資料の提出を求める場合には、事業者の氏名又は名称、資料の提出を求める表示並びに資料を提出すべき期限及び場所を記載した文書を交付して、これを行うものとするとして規定し、同条2項は、景品表示法7条2項に規定する期間は、前項の文書を交付した日から15日を経過する日までの期間とする（ただし、事業者が当該期間内に資料を提出しないことについて正当な事由があると認められる場合は、この限りでない。）と規定している。

エ 景品表示法施行規則25条は、この府令の規定により消費者庁長官に提出する資料は、日本語で作成するものとするとして規定している。

(5) 権限の委任

景品表示法33条1項は、内閣総理大臣は、この法律による権限を消費者庁長官に委任すると規定している。

2 事案の経緯

審査関係人間に争いのない事実及び各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、日用品雑貨等の売買及び輸出入業等を営む会社である。
(履歴事項全部証明書)
- (2) 審査請求人は、本件商品を、小売業者を通じて、又はウェブサイト広告を掲載するなどして、一般消費者に販売している。
- (3) 審査請求人は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、以下に掲げる表示（本件表示）をした。

ア 令和2年5月1日に本件商品の容器包装にした次の内容の表示（以下「本件表示1」という。）

- (ア) 「A」
- (イ) 「塩素成分で空間のウイルスから除菌・除去」
- (ウ) 「A'」
- (エ) 「首から下げるだけだから様々な場所で使いやすい」

- (オ) 「家・電車・オフィス・学校・病院等 ウイルスが気になる場所から普段居る場所まで」
 - (カ) 「A」及び本件商品を身に着けた人物のイラスト
 - (キ) 「首にかけるだけ 簡単ウイルスブロッカー」
- イ 令和2年6月1日から同年8月20日までの間に本件商品の容器包装にした次の内容の表示（以下「本件表示2」という。）
- (ア) 「A」
 - (イ) 「塩素成分で周囲のウイルスを除菌・除去」
 - (ウ) 「A'」
 - (エ) 「A」及び本件商品を身に着けた人物のイラスト
 - (オ) 「ウイルスが気になる場所から普段居る場所まで」
- ウ 令和3年1月8日に本件商品の容器包装にした次の内容の表示（以下「本件表示3」という。）
- (ア) 「ABOXタイプ」
 - (イ) 「塩素成分で周囲のウイルスを除菌・除去」及び本件商品を身に着けた人物の写真
 - (ウ) 「A'」
- エ 令和2年8月6日、同年9月28日、同年10月1日、同月14日及び同月19日に審査請求人のウェブサイトに掲載した次の内容の表示（以下「本件表示4」という。）
- (ア) 「A」
 - (イ) 「塩素成分で周囲を除菌」
 - (ウ) 「A'」
 - (エ) 「ウイルスが気になる場所から普段居る場所まで」
- （不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令の別表1）
- (4) 処分庁は、令和3年1月12日付けで、審査請求人に対し、景品表示法7条2項の規定に基づき、本件表示等について、その裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めた（提出期限は同月27日）ところ、審査請求人は、同月26日、処分庁に対し、上記資料として令和2年10月23日付けの検査報告書（以下「本件検査報告書」という。）を提出した。
- （資料提出要求書、検査報告書）
- (5) 処分庁は、令和3年2月17日付けで、審査請求人に対し、審査請求人が

本件商品の取引について景品表示法5条の規定により禁止されている同条1号に該当する不当な表示をしていたため、景品表示法7条1項の規定に基づく措置命令をすることを予定しているから、行政手続法（平成5年法律第88号）13条1項2号に規定する弁明の機会を付与するとして、弁明書の提出を依頼する通知をした。

これに対し、審査請求人は、令和3年3月3日、処分庁に対し、上記通知に記載の「予定される措置命令の内容」について、全面的に否認する旨の弁明書を提出した。

（「弁明の機会の付与について（通知）」と題する書面、弁明書（「令和3年2月17日付け消表対第252号の文書において通知を受けました不当景品類及び不当表示防止法違反事件に係る貴庁の「予定される措置命令の内容」については、以下のとおり弁明いたします。」と題する書面）

(6) 処分庁は、令和3年3月18日付けで、審査請求人に対し、審査請求人が本件商品の取引について景品表示法5条の規定により禁止されている同条1号に該当する不当な表示をしていたとして、景品表示法7条1項の規定に基づき、次の内容の命令（本件措置命令）をした。

ア 審査請求人は、審査請求人が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関し、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、処分庁の承認を得なければならない。

(ア) 審査請求人は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、本件表示をすることにより、あたかも、本件商品を身に着ければ、身の回りの空間におけるウイルスや菌が除去され、又は除菌される効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

(イ) 上記(ア)の表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

イ 審査請求人は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、上記アの(ア)の表示と同様の表示がされることを防止するために必要な措置を講じ、これを審査請求人の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

ウ 審査請求人は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、上記アの

(ア)の表示と同様の表示をしてはならない。

エ 審査請求人は、上記アに基づいてした周知徹底及び上記イに基づいて採った措置について、速やかに文書をもって処分庁に報告しなければならない。

(不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令)

(7) 審査請求人は、令和3年6月7日、審査庁に対し、本件措置命令を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

(8) 審査庁は、令和3年11月11日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

(1) 本件措置命令は、審査請求人が、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、本件表示をすることにより、本件商品を身に着ければ、身の回りの空間におけるウイルスや菌が除菌され、又は除去される効果が得られるかのように一般消費者が認識する表示をしていたとした上で、審査請求人が指摘する打消し表示は、一般消費者が本件表示から受ける本件商品の効果に関する上記認識を打ち消すものではなく、また、本件検査報告書は、本件表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料ではないと認定したが、これらの事実認定は、誤りである。

(2) 審査請求人は、本件表示に対し、以下に掲げる打消し表示（以下「本件打消し表示」という。）をしている。

ア 本件表示1に対してした次の内容の打消し表示（以下「本件打消し表示1」という。）

(ア) 「※使用環境によって効果が異なります。」

(イ) 「○本製品は全てのウイルス、菌に効果がある物ではありません。」

(ウ) 「○使用状況により成分の効果は異なります。風のある屋外や、空気の流れが強い場所では十分に効果が発揮できません。」

本件打消し表示1のうち、上記(イ)及び(ウ)の打消し表示は、本件商品の容器包装の裏面に独立して設けられた「ご使用上の注意（ご使用前に必ずお読みください）」欄に記載され、一般消費者の注意を引くようになっている。また、これらの打消し表示は、文字色を青、背景色を白として、文字色と背景色を対照的な色とすることによって、当該表示がそ

の他の表示に埋没せず、一般消費者に対する使用条件等に関する注意を喚起することができるものとなっている。

イ 本件表示2に対してした次の内容の打消し表示（以下「本件打消し表示2」という。）

(ア) 「※約1 m³閉鎖空間での分析結果」

(イ) 「※使用環境によって効果が異なります。」

(ウ) 「○本製品は全てのウイルス、菌に効果がある物ではありません。」

(エ) 「○使用状況により成分の効果は異なります。風のある屋外や、空気の流れが強い場所では十分に効果が発揮できません。」

本件打消し表示2では、本件打消し表示1と同じ内容の打消し表示（上記(イ)から(エ)までの打消し表示）に加えて、上記(ア)の打消し表示が容器包装の表面に追加されている。上記(ア)の打消し表示は、本件表示2のうち「塩素成分で周囲のウイルスを除菌・除去」との表示（上記第1の2の(3)のイの(イ)）の直下に記載されている。この打消し表示は、文字色を黄、背景色を青として、人間の注意を引きつける文字色を使用することによって、当該表示がその他の表示に埋没せず、一般消費者に対する使用条件等に関する注意を喚起することができるものとなっている。

ウ 本件表示3に対してした次の内容の打消し表示（以下「本件打消し表示3」という。）

(ア) 「※使用環境によって効果が異なります。」

(イ) 「※約1 m³閉鎖空間での分析結果」

(ウ) 「○本製品は全てのウイルス、菌に効果があるものではありません。」

(エ) 「○使用状況により成分の効果は異なります。風のある屋外や、空気の流れが強い場所では十分に効果が発揮できません。」

本件打消し表示3でも、本件打消し表示1及び本件打消し表示2と同じ内容の打消し表示（上記(ア)、(ウ)及び(エ)の打消し表示）に加えて、上記(イ)の打消し表示が容器包装の表面に追加されている。上記(イ)の打消し表示は、本件表示3のうち「塩素成分で周囲のウイルスを除菌・除去」との表示（上記第1の2の(3)のウの(イ)）の直下に記載されている。この打消し表示も、文字色を黄、背景色を青として、人間の注意を引きつける文字色を使用することによって、当該表示がその他の表示に埋没せず、一般消費者に対する使用条件等に関する注意を喚起することができるも

のとなっている。

エ 本件表示4に対してした次の内容の打消し表示（以下「本件打消し表示4」という。）

(ア) 「※約1 m³閉鎖空間での分析結果」

(イ) 「※使用環境によって効果が異なります。」

本件打消し表示4では、上記(ア)の打消し表示が、本件表示4のうち「塩素成分で周囲を除菌」との表示（上記第1の2の(3)のエの(イ)）の直下に記載されている。この打消し表示も、文字色を黄、背景色を青として、人間の注意を引きつける文字色を使用することによって、当該表示がその他の表示に埋没せず、一般消費者に対する使用条件等に関する注意を喚起することができるものとなっている。

以上によれば、本件打消し表示をすることにより、本件商品がウイルスや菌を除菌し、又は除去する効果は、一定の条件（風のある屋外や空気が流れが強い場所ではないこと又は約1 m³閉鎖空間であること）下においてのみ発揮されるものであることが明らかになっている。

したがって、一般消費者が本件表示から受ける本件商品の効果に関する認識は、本件打消し表示によって打ち消されている。

(3) 本件検査報告書は客観的に実証された内容であり、本件商品に表示された効果は本件検査報告書によって実証された内容に適切に対応しているから、本件検査報告書は、本件商品にされた表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料である。

ア 本件検査報告書を作成した「B」は、C国国内において認可・認証（D、E等）を受けた機関で、審査請求人とは利害関係を有しない第三者であり、この機関による検査は、社会通念上及び経験則上、妥当と認められる方法で実施されている。

したがって、本件検査報告書は、客観的に実証された内容であるといえる。

イ 本件検査報告書によれば、約1 m³閉鎖空間における検査により、一定の除菌効果のあることが実証されている。また、上記(2)のとおり、一般消費者が本件表示から受ける本件商品の効果に関する認識は、本件打消し表示によって打ち消されている。

そうすると、一般消費者が本件商品にされた表示から受ける本件商品の効果に関する認識は、一定の条件（風のある屋外や空気が流れが強い

場所ではないこと又は約1 m³閉鎖空間であること) 下においてウイルスや菌を除菌し、又は除去する効果を発揮するという限定された認識である。

したがって、本件商品に表示された効果と本件検査報告書によって実証された内容とは、適切に対応している。

(4) 結論

上記(2)及び(3)によれば、本件商品にされた表示は、景品表示法5条の規定により禁止されている同条1号に該当する不当な表示には当たらず、景品表示法7条2項の規定に基づき、景品表示法5条1号に該当する表示とみなされることもない。

したがって、本件措置命令は、違法であり、速やかに取り消されるべきである。

第2 審査庁の諮問に係る判断

1 審査庁は、審理員意見書のとおり、本件措置命令に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

2 審理員の意見の概要は、以下のとおりである。

(1) 本件表示(特に、「A」、「塩素成分で空間のウイルスから除菌・除去」、「ウイルスが気になる場所から普段居る場所まで」及び「塩素成分で周囲のウイルスを除菌・除去」との表示)からは、一般消費者は、本件商品を身につければ、身の回りの空間におけるウイルスや菌が除菌され、又は除去される効果が得られると認識する。

(2) そこで、審査請求人が指摘する本件打消し表示が上記(1)の一般消費者の認識を打ち消すものであるかについて検討する。

ア 打消し表示の適切な表示方法について

消費者庁は、「打消し表示に関する表示方法及び表示内容に関する留意点(実態調査報告書のまとめ)」(以下「本件留意点」という。)を公表し、その中で、形式上、打消し表示がされていても、一般消費者がその打消し表示の内容を正しく認識することができない場合があるとして、打消し表示に関する留意点を取りまとめている。それによると、打消し表示が、その内容を一般消費者が正しく認識することができるように、適切な表示方法で表示されているか否かについては、打消し表示の文字の大きさ、配置箇所、色等から総合的に判断する必要があり、その判断に当たっては、全ての媒体に共通する要素として、打消し表示の文

字の大きさ、強調表示の文字と打消し表示の文字の大きさのバランス、打消し表示の配置箇所、打消し表示と背景の区別等に留意する必要があるとされている。

イ 本件打消し表示1について

本件打消し表示1は、いずれも、容器包装の表面に記載された「塩素成分で空間のウイルスから除菌・除去」等の強調表示とは離れた容器包装の裏面に、当該強調表示の文字の大きさと比べて小さな文字で記載されているから、一般消費者の注意は容器包装の表面に記載された当該強調表示に向き、一般消費者が本件打消し表示1に気付くことは困難である。また、本件打消し表示1が記載されている「ご使用上の注意（ご使用前に必ずお読みください）」欄には、本件商品に関する多数の注意事項が記載されていることから、本件打消し表示1がそもそも小さな文字で記載されていることと相まって、本件打消し表示1に一般消費者の注意が向かない可能性がある。さらに、本件商品の背景は、審査請求人が主張する白色ではなく、銀色であるから、本件打消し表示1の文字の青色と背景の銀色は、対照的であるとはいえず、本件打消し表示1は、背景との区別がつきにくい表示となっている。

このように、本件打消し表示1は、打消し表示の文字の大きさ、強調表示の文字と打消し表示の文字の大きさのバランス、打消し表示の配置箇所、打消し表示と背景の区別等を踏まえると、上記(1)の一般消費者の認識を打ち消すものとはいえない。

ウ 本件打消し表示2について

本件打消し表示2のうち、「※約1 m³閉鎖空間での分析結果」との打消し表示は、「塩素成分で周囲のウイルスを除菌・除去」との強調表示の直下に記載されていることを踏まえても、当該強調表示の色と同じ色の文字で記載されている上、当該強調表示が目立つ大きな文字で記載されていることと比較して著しく小さな文字で記載されていることから、一般消費者の注意は当該強調表示に向き、一般消費者が上記打消し表示に気付くことは困難である。また、打消し表示と背景の区別の観点からも、濃い青と薄い青が線になって入り組んだ背景の上に、黄色の小さな文字で上記打消し表示が記載されているから、打消し表示の文字と背景との区別がつきやすいとはいえず、一般消費者が上記打消し表示の内容を正しく認識することは容易とはいえない。

次に、本件打消し表示2のうち、「○本製品は全てのウイルス、菌に効果がある物ではありません。」及び「○使用状況により成分の効果は異なります。風のある屋外や、空気の流れが強い場所では十分に効果が発揮できません。」との打消し表示は、いずれも、容器包装の表面に記載された「塩素成分で周囲のウイルスから除菌・除去」等の強調表示とは離れた容器包装の裏面に、当該強調表示の文字の大きさと比べて小さな文字で記載されているから、一般消費者の注意は容器包装の表面に記載された当該強調表示に向き、一般消費者が上記打消し表示に気付くことは困難である。また、上記打消し表示が記載されている「ご使用上の注意（ご使用前に必ずお読みください）」欄には、本件商品に関する多数の注意事項が記載されていることから、上記打消し表示がそもそも小さな文字で記載されていることと相まって、上記打消し表示に一般消費者の注意が向かない可能性がある。さらに、上記打消し表示の文字の青色と背景の銀色は、対照的であるとはいえず、上記打消し表示は、背景との区別がつきにくい表示となっている。

このように、本件打消し表示2は、打消し表示の文字の大きさ、強調表示の文字と打消し表示の文字の大きさのバランス、打消し表示の配置箇所、打消し表示と背景の区別等を踏まえると、上記(1)の一般消費者の認識を打ち消すものとはいえない。

エ 本件打消し表示3について

本件打消し表示3のうち、「※約1 m³閉鎖空間での分析結果」との打消し表示は、「塩素成分で周囲のウイルスを除菌・除去」との強調表示の直下に記載されていることを踏まえても、当該強調表示の色と同じ色の文字で記載されている上、当該強調表示が目立つ大きな文字で記載されていることと比較して著しく小さな文字で記載されていることから、一般消費者の注意は当該強調表示に向き、一般消費者が上記打消し表示に気付くことは困難である。

次に、本件打消し表示3のうち、「○本製品は全てのウイルス、菌に効果があるものではありません。」及び「○使用状況により成分の効果は異なります。風のある屋外や、空気の流れが強い場所では十分に効果が発揮できません。」との打消し表示は、いずれも、容器包装の表面に記載された「塩素成分で周囲のウイルスから除菌・除去」等の強調表示とは離れた容器包装の裏面に、当該強調表示の文字の大きさと比べて小

小さな文字で記載されているから、一般消費者の注意は容器包装の表面に記載された当該強調表示に注意が向き、一般消費者が上記打消し表示に気付くことは困難である。また、上記打消し表示は、容器包装の裏面の「注意事項」欄に記載されているが、当該欄には、本件商品に関する多数の注意事項が記載されていることから、上記打消し表示がそもそも小さな文字で記載されていることと相まって、上記打消し表示に一般消費者の注意が向かない可能性がある。さらに、上記打消し表示の文字の白色と背景の明るい青色は、対照的であるとはいえず、上記打消し表示は、背景との区別がつきにくい表示となっている。

このように、本件打消し表示3は、打消し表示の文字の大きさ、強調表示の文字と打消し表示の文字の大きさのバランス、打消し表示の配置箇所、打消し表示と背景の区別等を踏まえると、上記(1)の一般消費者の認識を打ち消すものとはいえない。

オ 本件打消し表示4について

本件打消し表示4のうち、「※約1 m³閉鎖空間での分析結果」との打消し表示は、「塩素成分で周囲を除菌」との強調表示の直下に表示されていることを踏まえても、そもそも、上記打消し表示がウェブサイト全体に占める割合は極めて小さく、ウェブページを拡大しなければ、何が記載されているかを確認することができないほど小さな文字で記載されている上、当該強調表示が目立つ大きな文字で記載されていることと比較して小さな文字で記載されていることから、一般消費者の注意は当該強調表示にのみ向き、一般消費者が上記打消し表示に気付くことは極めて困難である。また、上記打消し表示は、濃い青と薄い青が線になって入り組んだ背景の上に、文字の中の色が白で文字周りが黄色で記載されているから、打消し表示の文字と背景との区別がつきやすいとはいえず、一般消費者が上記打消し表示の内容を正しく認識することは困難である。

このように、本件打消し表示4は、打消し表示の文字の大きさ、強調表示の文字と打消し表示の文字の大きさのバランス、打消し表示と背景の区別等を踏まえると、上記(1)の一般消費者の認識を打ち消すものとはいえない。

以上によれば、審査請求人が指摘する本件打消し表示は、本件留意点に照らし、いずれも、その内容を一般消費者が正しく認識することができるような適切な方法で表示されているとはいえないから、上記(1)の一般消費者の

認識を打ち消すものではない。

- (3) 次に、審査請求人の提出した本件検査報告書が景品表示法7条2項に規定する「表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料」に該当するかについて検討する。

ア 消費者庁は、景品表示法7条2項の運用に関し、「不当景品類及び不当表示防止法第7条第2項の運用指針―不実証広告規制に関する指針―」（以下「本件運用指針」という。）を公表し、その中で、事業者から提出された資料（以下「提出資料」という。）が同項の「合理的な根拠」を示すものであると認められるためには、(ア)提出資料が客観的に実証された内容のものであること及び(イ)表示された効果、性能と提出資料によって実証された内容が適切に対応していることという二つの要件を満たす必要があるとしている。

このうち、上記(ア)の「客観的に実証された内容のもの」とは、①試験・調査によって得られた結果又は②専門家、専門家団体若しくは専門機関の見解若しくは学術文献のいずれかに該当するものであることが必要であるとされている。そして、上記①を表示の裏付けとなる資料として提出する場合には、当該試験・調査の方法は、表示された商品の効果、性能に関する学術界・産業界において一般的に認められた方法又は関連分野の専門家多数が認める方法によって実施する必要があるとされ、それらの方法が存在しないときは、当該試験・調査は、社会通念上及び経験則上、妥当と認められる方法で実施する必要があるとされている。

また、上記(イ)の「表示された効果、性能」とは、文章、写真、試験結果等から引用された数値、イメージ図、消費者の体験談等を含めた表示全体から一般消費者が認識する効果、性能のことであるとされている。

- イ 本件検査報告書によれば、「作用距離 Operating distance 100cm」との記載からは、試験を実施した閉鎖空間の大きさが1 m³であるとの判断はできず、また、試験に用いた菌が浮遊しているものなのか、又はシャーレに入れたものなのかなどの詳細な試験条件が一切明らかではないこと、本件検査報告書は、C国語で作成されたもので、日本語訳が添付されていないため、その正確な内容を把握することが困難であることを踏まえると、上記試験は、本件表示から一般消費者が認識する効果（商品を身に着ければ、身の回りの空間におけるウイルスや菌が除菌され、又は除去されるという効果）に関する学術界・産業界において一般的に

認められた方法によって実施されたかが不明であり、本件検査報告書は、客観的に実証された内容のものであるとはいえない。

また、本件検査報告書によれば、実施した試験は、1 m³の閉鎖空間の中における3種類の菌（大腸菌、肺炎球菌及びカンジダ・アルビカンス）に対する効果に関する試験であると推認されるが、本件表示から一般消費者が認識する本件商品の効果は、本件商品を身に着ければ、身の回りの空間におけるウイルスや菌が除菌され、又は除去されるというものであるから、表示された効果、性能と提出資料によって実証された内容とは、適切に対応しているとはいえない。

ウ したがって、本件検査報告書は、本件運用指針が示す判断基準に照らし、本件表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料に該当しない。

- (4) 以上によれば、本件措置命令に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

一件記録によれば、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手続に特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

2 本件措置命令の違法性又は不当性について

(1) 本件措置命令について

処分庁は、本件表示から一般消費者が認識する本件商品の効果は、本件商品を身に着ければ、身の回りの空間におけるウイルスや菌が除菌され、又は除去されるというものであるが、審査請求人から提出された本件検査報告書は、本件表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料とは認められなかったため、本件表示は、景品表示法5条1号に規定する「一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示（中略）す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの」に該当するとみなされ、審査請求人が本件商品の取引について同条の規定に違反したと認められたことから、本件措置命令をしたと主張している（弁明書）。

(2) 本件表示から受ける本件商品の効果に関する一般消費者の認識について

景品表示法5条1号の規定による不当表示の規制は、上記(1)のとおり、「一般消費者による自主的かつ合理的な選択」を確保するためのものであるから、表示が「実際のものよりも著しく優良であると示」す表示に当たるか

否かは、当該表示の受け手である一般消費者が「著しく優良である」と認識するか否かという観点から判断するのが相当であり、この判断に当たっては、当該表示の内容全体から一般消費者が受ける印象又は認識を基準とするのが相当であると解される。

ところで、審査請求人は、一般消費者が本件表示から受ける本件商品の効果に関する認識（上記第1の3の(1)）は本件打消し表示によって打ち消されていると主張している（上記第1の3の(2)）から、一般消費者が本件表示から「本件商品を身に着ければ、身の回りの空間におけるウイルスや菌が除菌され、又は除去される効果」が得られると認識すること自体は、積極的に争っていないものと認められるし、本件表示（特に、「ウイルスブロッカー」、「塩素成分で空間のウイルスから除菌・除去」（又は「塩素成分で周囲を除菌）」、「ウイルスが気になる場所から普段居る場所まで」との表示や本件商品を身に着けた人物のイラストや写真）からは、一般消費者は、通常、「本件商品を身に着ければ、身の回りの空間におけるウイルスや菌が除菌され、又は除去される効果」が得られるものと認識すると認められる。

(3) 本件打消し表示について

ア 事業者が、自己の供給する商品を一般消費者に販売するに当たり、その商品の内容を訴求する方法として、断定的な表現や目立つ表現などを用いて、その品質や効果を強調する表示（強調表示）をした場合には、その品質、効果等に例外や条件がある旨の表示（打消し表示）を適切にしなければ、一般消費者は、その商品の内容（品質、効果等）は当該強調表示どおりであると認識することになるから、景品表示法による不当表示の規制が問題となる。また、事業者がその商品について打消し表示をしても、一般消費者がそれに気付くことができず、又はその内容を正しく認識することができないときも、景品表示法による不当表示の規制が問題となる。

そこで、本件留意点は、打消し表示の適切な表示方法について、基本的な考え方を示している。これによると、打消し表示が適切な表示方法であるか否かについては、打消し表示の文字の大きさ、強調表示の文字と打消し表示の文字の大きさのバランス、打消し表示の配置箇所、打消し表示と背景の区別等を総合的に勘案し、打消し表示の内容を一般消費者が正しく認識することができるか否かという観点から判断する必要があるとされている。

本件表示は、上記(2)のとおり、断定的な表現で本件商品の効果が「著しく優良である」ことを宣伝するものであって、強調表示に当たるから、本件打消し表示が適切な打消し表示と認められなければ、景品表示法5条1号の規定による不当表示の規制が問題となる。

イ そこで、上記アの基本的な考え方に従い、本件打消し表示について検討すると、以下のとおりである。

(ア) 本件打消し表示1について

本件打消し表示1のうち、「※使用環境によって効果が異なります。」との打消し表示は、容器包装の表面の下部に大きな文字で記載された有効期限の表示の直下に、当該表示と比べて著しく小さな文字で、しかも、当該表示と同色の文字で記載されているから、一般消費者が気付くことは困難である。また、「○本製品は全てのウイルス、菌に効果がある物ではありません。」及び「○使用状況により成分の効果は異なります。風のある屋外や、空気の流れが強い場所では十分に効果が発揮できません。」との打消し表示は、いずれも、容器包装の表面に記載された「塩素成分で空間のウイルスから除菌・除去」等の強調表示から離れた容器包装の裏面の「ご使用上の注意（ご使用前に必ずお読みください）」欄に、多数の注意事項の一部として小さな文字で記載されているから、やはり一般消費者が気付くことは困難である。

このように、本件打消し表示1は、打消し表示の文字の大きさ、強調表示の文字と打消し表示の文字の大きさのバランス、打消し表示の配置箇所等の点で、一般消費者が気付くことは困難であり、その内容を一般消費者が正しく認識することはできないというべきである。

(イ) 本件打消し表示2について

本件打消し表示2のうち、「※約1 m³閉鎖空間での分析結果」との打消し表示は、「塩素成分で周囲のウイルスを除菌・除去」との強調表示の直下に記載されているが、大きな文字の当該強調表示と比べて著しく小さな文字で、しかも、当該強調表示と同色の文字で記載されているから、一般消費者が気付くことは困難である。また、「※使用環境によって効果が異なります。」との打消し表示は、容器包装の表面の下部に大きな文字で記載された有効期限の表示の直下に、当該表示と比べて著しく小さな文字で、しかも、当該表示と同色の文字で記載されているから、一般消費者が気付くことは困難である。そして、「○本製品は全てのウ

イルス、菌に効果がある物ではありません。」及び「○使用状況により成分の効果は異なります。風のある屋外や、空気の流れが強い場所では十分に効果が発揮できません。」との打消し表示は、いずれも、容器包装の表面に記載された「塩素成分で周囲のウイルスから除菌・除去」等の強調表示から離れた容器包装の裏面の「ご使用上の注意（ご使用前に必ずお読みください）」欄に、多数の注意事項の一部として小さな文字で記載されているから、やはり一般消費者が気付くことは困難である。

このように、本件打消し表示2は、打消し表示の文字の大きさ、強調表示の文字と打消し表示の文字の大きさのバランス、打消し表示の配置箇所等の点で、一般消費者が気付くことは困難であり、その内容を一般消費者が正しく認識することはできないというべきである。

(ウ) 本件打消し表示3について

本件打消し表示3のうち、「※使用環境によって効果が異なります。」との打消し表示は、容器包装の表面の上部に大きな文字で記載された有効期限の表示の直下に、当該表示と比べて著しく小さな文字で、しかも、当該表示と同色の文字で記載されているから、一般消費者が気付くことは困難である。また、「※約1 m³閉鎖空間での分析結果」との打消し表示は、「塩素成分で周囲のウイルスを除菌・除去」との強調表示の直下に記載されているが、大きな文字の当該強調表示と比べて著しく小さな文字で、しかも、当該強調表示と同色の文字で記載されているから、一般消費者が気付くことは困難である。さらに、「○本製品は全てのウイルス、菌に効果があるものではありません。」及び「○使用状況により成分の効果は異なります。風のある屋外や、空気の流れが強い場所では十分に効果が発揮できません。」との打消し表示は、いずれも、容器包装の表面に記載された「塩素成分で周囲のウイルスから除菌・除去」等の強調表示から離れた容器包装の裏面の「注意事項」欄に、多数の注意事項の一部として小さな文字で記載されているから、一般消費者が気付くことは困難である。

このように、本件打消し表示3は、打消し表示の文字の大きさ、強調表示の文字と打消し表示の文字の大きさのバランス、打消し表示の配置箇所等の点で、一般消費者が気付くことは困難であり、その内容を一般消費者が正しく認識することはできないというべきである。

(エ) 本件打消し表示4について

本件打消し表示4のうち、「※約1 m³閉鎖空間での分析結果」との打消し表示は、「塩素成分で周囲を除菌」との強調表示の直下に記載されているが、大きな文字の当該強調表示と比べて著しく小さな文字で、しかも、当該強調表示と同色の文字で記載されている。また、「※使用環境によって効果が異なります。」との打消し表示は、大きな文字で記載された有効期限の表示の直下に、当該表示と比べて著しく小さな文字で、しかも、当該表示と同色の文字で記載されている。そして、これらの打消し表示は、ウェブページを拡大することによって、ようやく何が記載されているかを確認することができる極めて小さな文字で記載されている（令和3年12月3日付けの審査庁の事務連絡）から、一般消費者が気付くことは困難である。

このように、本件打消し表示4は、打消し表示の文字の大きさ、強調表示の文字と打消し表示の文字の大きさのバランス等の点で、一般消費者が気付くことは困難であり、その内容を一般消費者が正しく認識することはできないというべきである。

上記(ア)から(エ)までで検討したところによれば、本件打消し表示は、いずれも、一般消費者が気付くことができず、その内容を一般消費者が正しく認識することができないから、本件打消し表示により、一般消費者が本件表示から受ける本件商品の効果に関する認識（上記(2)の「本件商品を身に着ければ、身の回りの空間におけるウイルスや菌が除菌され、又は除去される効果」が得られるとの認識）は、打ち消されていない。

(4) 合理的根拠資料について

ア 景品表示法7条2項は、消費者庁長官が、事業者がした表示について、その裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたのに対し、事業者が当該資料を提出しないときは、前項の規定（措置命令）の適用については、当該表示を景品表示法5条1号に該当する表示とみなすと規定している。この規定は、事業者がした表示が景品表示法5条1号の表示に該当するか否かについて、消費者庁長官が迅速かつ適正に審査を行い、速やかに措置命令をすることを可能とし、一般消費者の利益を保護しようとするものである。この趣旨に鑑みると、景品表示法7条2項にいう「資料を提出しないとき」とは、事業者から提出された資料（提出資料）が同項にいう「裏付けとなる合理的な根拠を示す資料」（以下「合理的根拠資料」という。）に該当しない場合も含むものと解される。

本件運用指針は、上記解釈を前提として、提出資料が合理的根拠資料に該当するか否かの判断基準を示している。これによると、提出資料が合理的根拠資料に該当するためには、(ア)提出資料が客観的に実証された内容のものであること及び(イ)表示された効果、性能と提出資料によって実証された内容が適切に対応していることという二つの要件を満たす必要があるとされている（本件運用指針の第3の1）。そして、上記(イ)という「表示された効果、性能」とは、当該表示の内容全体から一般消費者が認識する効果、性能のことをいうとされている（本件運用指針の第3の3）。

イ 審査請求人は、上記アの(イ)の要件について、本件打消し表示は、一般消費者が本件表示から受ける本件商品の効果に関する認識（「本件商品を身に着ければ、身の回りの空間におけるウイルスや菌が除菌され、又は除去される効果」が得られるとの認識）を打ち消すものであるから、一般消費者が本件商品にされた表示から受ける本件商品の効果に関する認識は、「一定の条件（風のある屋外や空気の流れが強い場所でないこと又は約1 m³閉鎖空間であること）下において、ウイルスや菌を除菌し、又は除去する効果」を發揮するという限定された認識であるとした上で、本件商品に表示された効果と本件検査報告書によって実証された内容（約1 m³閉鎖空間における検査により、一定の除菌効果があること）とは、適切に対応していると主張する（上記第1の3の(3)のイ）。

しかし、上記(3)で検討したとおり、本件打消し表示により、一般消費者が本件表示から受ける本件商品の効果に関する上記認識は、打ち消されていないから、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

そうすると、その余の点について判断するまでもなく、本件検査報告書は、合理的根拠資料に該当しない。

(5) 小括

上記(2)から(4)までで検討したところによれば、本件表示から受ける本件商品の効果に関する一般消費者の認識は、本件打消し表示によって打ち消されていないから、本件商品にされた表示の内容全体から一般消費者が認識する本件商品の効果は、「本件商品を身に着ければ、身の回りの空間におけるウイルスや菌が除菌され、又は除去されるという効果」であり、この効果と審査請求人が主張する本件検査報告書によって実証された内容（上記第1の3の(3)のイ）とは、適切に対応していない。

そうすると、本件検査報告書は、合理的根拠資料に該当しないから、本

件商品にされた表示は、景品表示法5条1号に該当する表示とみなされ、審査請求人は同条の規定に違反したと認められる。

したがって、本件措置命令に違法又は不当な点は認められない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	野	口	貴 公	美
委	員	村	田	珠	美